

佐久市国史跡香坂山遺跡保存活用計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 国史跡香坂山遺跡の保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）の策定について、助言、指導、調査協力を得ることを目的に、佐久市国史跡香坂山遺跡保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、保存活用計画の策定に関する事項その他保存活用計画を策定するために佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事項を所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、考古学、自然科学、保存科学その他学識経験を有する者又は教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から保存活用計画の策定が完了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、必要な資料の提出を求めることが出来る。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、社会教育部文化振興課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。